

④加藤氏。加藤清正。(一五六二)一六六一(一)祖父清信は美濃の斎藤氏に仕え、父は弾正右衛門清忠。幼名虎、三歳の時父死亡、母に育てられ近江長浜に至って豊臣秀吉に仕え、一五歳で元服し虎之助清正と名乗り、因幡島取城攻めを初め幾多の戦功をたて、戦々岳七本槍の一人に数えられ、天正四年(一五八六)には主計頭任じられた。肥後國衆一揆後、肥後半國三十万石を領し隈本城主となった。朝鮮出兵では小西行長と共に先鋒として渡鮮し、その武名を大陸に挙げた。慶長五年(一六〇〇)関ヶ原戦の時徳川氏に味方し、肥後一國を与えられた。秀吉の恩顧を思い、その世嗣秀頼を助けて豊臣氏の安泰を図った。文学・芸道に造詣が深く、また日蓮宗の信仰家としても有名。

⑤むまごうまご子孫・子孫。

加藤忠広。(一六〇一)一五三三(一)肥後熊本藩主。五十二万石。清正の子。幼年にして家督を嗣ぎ、將軍秀忠の偏諂を賜り、秀忠の養女を妻にし、秀忠の上洛に供奉したり江戸城主の石垣を築くなど幕府への忠勤に勤め、將軍の覚えも悪くはなかった。しかし、藩政二派に分かれて抗争し寛永九年(一六三二)肥後一國を没収され、出羽庄内の酒井忠勝に預けられた。子の光広も飛騨に流刑になった。加藤氏の改易は、江戸で生まれた子が大奥の時に密かに園許へ送ったとか、土井利勝が謀反の偽書を諸大名に回送したとき忠広だけが届出なかったためとか伝えられている。

⑥惣庄屋。(熊本県大百科事典)肥後藩の行政区画であった手永を統轄した地方役人の名称。肥後藩の手永惣庄屋は、細川氏が豊前小倉で実施していた制度を忠利が肥後入國に伴い、加藤氏の郷組制大庄屋(惣庄屋または組頭)を解体し、新たに手永制をしき惣庄屋を任命したのに始まる。当初の惣庄屋は中世以来の土豪や加藤氏時代の大庄屋で、忠利入國の翌年に任命した数は百人(制度完成後は五千五百一人)以上であったと推定される。初めは「種山久右衛門手永」のように名前をとって呼ばれた。また初期の手永の統轄は惣庄屋の適不適によって行われた。例えば寛永二年(一六三三)には「御園中惣庄屋吟味仕のけ可申事」などと議員を指示している。一五年には惣庄屋のうち六一人に一五〇、二〇〇石の知行を与えて家臣団に組み入れ、園地地帯の惣庄屋の子弟を人質として熊本に呼び、中小姓の身分を与えている。惣庄屋は山支配役、手付横目とともに手永三役と呼ばれ、地方では最も重要な役で、初期にはほとんど世襲であったが、中期以降、身分の異動によって世襲制が崩れ、所替と呼ばれる転勤が頻繁に行われた。特に末期には家柄より本人の人格才能によって広く登用され、各地の勸農、土木工事は飛躍的に進んだ。惣庄屋は代官(年貢などの取り立て役)も兼ね、役席は諸役人段。本役と当分役があり、当分とは試用を意味した。本来苗字をもたない、つまり在御家人でない者が任命されたときは、手永苗字を名乗った。知行は手永ごとに定額があり、当分役は六年以上で本役となり知行が与えられ、また自分苗字御免。本役は三年以上で知行高一〇石加増。また先賞から一〇年以上で独礼進席など、その功績の内容によって褒賞の種類、年限の長短の内規があった。明治三年(一八七〇)七月の郡制改革で惣庄屋は解任された。同年八月には庄屋役も廃止され、手永は郷に、在御家人は郷士と改称された。

⑦惣庄屋。(日本史用語大辞典) 杉り木の茂った山。材木を得ることを目的に領有または造林した山。山林の伐木・造材作業、入札などを管理し、その労賃を請負う。

⑧御山支配役。(城南町史) 郡代の支配下にあつて、その係の建山・建蔵の管理や植林を行った。始めは専任の山奉行が置かれたが、のちに惣庄屋の兼任になった。延宝八年(一六六〇)二月、惣庄屋が代官として年貢の取立てを兼ねることになったので、専任の山奉行にかえり、宝暦六年(一七五六)八月に役名を御山支配役に改めた、その数は時代や立山の広狭により一定してはいなかった。天保九年(一八三八)には総数四六名であった。御山支配役に熊本の役人を任命する場合には、切米七石、二人扶持が支給され、在御家人を採用した場合は毎年米十五俵(始めは七俵。天明二年八月八俵増)が与えられた。在御家人はその役にある間は、諸役人段の取扱いを受けた。在任中諸役人段とされた。永年勤続、抜群の功労者は、諸役人段本席、独礼などに昇進させ、勲料米の

加増などの恩典を与えた。※山ノ口御山支配役の指揮を受けて植林・根ざらえ・野火・盗伐の取締に当たったのを「山ノ口」と言った。惣庄屋や山支配役の推薦によって任命された。

※惣山ノ口重要なお立山に山ノ口の他に特に置かれたのを「惣山ノ口」と言い、万延元年(一八六〇)十月御山横目と改められた。

⑨六孫王経基り源経基。(日本歴史大辞典) 九一六く九六一。清和源氏の祖。清和帝第六王子貞純親王の長子で六孫王。承平年中(九三三)九三七に武蔵介として在任中、平将門の反乱が起こり、天慶三年(九三九)武蔵守東世王が足立郡司武志と争った際、将門の調停が成立したが、経基はかえって東世王が将門と自分を害しようとしたと誤解し、京都に逃げ帰って謀反として上奏した。密告の功で翌九四〇年には従五位下に叙し大宰少式を兼ねた。ついで征東大將軍藤原忠文に従って将門追討に赴いたが、将門が敗死したため帰京した。九四一年には追捕凶賊使となり、ついで追捕小野好吉の次官として、豊後佐伯院の戦いで賊首桑原生行を捕らえた。兵部少輔・左衛門権守・左馬頭・内蔵守などに任じ、武蔵・筑前・但馬・伊予などの守を経て鎮守府將軍となった。応和元年(九六一)賜姓、源朝臣と称した。同年一月四日四五歳にて没した。時御に巧みで、和歌もやり「拾遺和歌集」に採用されている。

⑩依藤太秀郷り藤原秀郷。(同右) 生没年不詳。平安時代前期東国の豪族。依藤太とも言われる。左大臣魚名の後裔で下野大掾村雄の子。武勇に長じ軍略に優れていた。延喜十六年(九一六)罪を得て一族一八人と共に配流されたがのち許されて下野押領使となり六位に叙せられ、下野国佐野に住み附近に勢力を張った。その後平将門が関東の地に事を起こしたとき、始め將門方に着いたが、共に事を為すに足らずとして、平貞盛と共同して天慶三年(九四〇)二月將門を誅した。その功績によって従四位下に叙せられ下野守に任ぜられた。子孫は東国地方に勢力を張り、豆理・小山・結城・下河辺などの諸氏となった。朱雀院のとき大蛇に化けた琵琶湖の童女の願により、三上山の百足を退治した話は「依藤太絵巻」によって有名である。

⑪阿蘇惟憲。阿蘇惟豊の父。阿蘇惟豊り矢部派の館にいて、岩尾城を有した。永正四年(一五〇七)大宮司となる。その後、菊池家督を捨てた惟良父子のため矢部を奪われたが、鞍岡(宮崎県)の甲斐氏の援助で復活。一五二一、五五年にわたり大宮司の地位を保ち、天文一三年(一五四四)従三位叙位には勅使を矢部に迎え、同一八年には従二位にまで昇進した。(熊本県大百科事典) 七頁②

⑫小一領社。(矢部町史) 人皇六八代後一条天皇の御宇、寛仁二年(一〇一八)阿蘇大宮司友仲卿が創立された神社で、柳本大明神と称していた。建久以来は岩尾城の守護神として、阿蘇家が代々経営していた。後上御門天皇の御代、文明年中三位惟忠卿御神体の彫刻があるが、従二位惟豊卿が菊池武経との戦勝祈願の際、木倉氏朝に命じて作らせた、一刀三礼の作である。永正一六年(一五一九)社殿が造営された。天文五年(一五三六)御船城主本郷安房守房行が叛逆し阿蘇家にそむく。惟豊の長子千寿丸一七歳が初陣大將となり、甲斐宗運を総大將に命じ、数千の兵を率い御船城に出発の折、十一月一〇日戦勝を祈願して、小具足御領を奉納し出陣の式を社頭で行った。住民は祝って赤飯の握り飯を作って進める。大將は満足し赤飯を兵士に与え出陣する。御船城主を打ち亡ぼし、凱旋後社殿を造営して、社号を小一領大明神と改称された。今度の戦勝は小一領大明神の擁護によるものと、八〇町を社領として寄附される。なお古事にならぬ十一月一〇日の縁故祭に、赤飯の握り飯を神前に供え、児童を集め配る習いとなっている。千寿丸は後に惟将と号し大宮司となる。九月九日の大祭には三十三番の御神楽や、猿蓑の舞等が奉納され、浜の館からは阿蘇大宮司が数千人を従え参拝され、祭典は社殿であった。元龜、天正のころから天下乱れ、阿蘇家しだいに衰微し、その上幼主のすきを窺う奸臣等が、島津、大友とはからい、領地はほとんど蚕食された。豊臣秀吉が九州征伐の折、幼主を幽閉して家臣は全部没入となった。小西行長の領地となった時、神社仏閣ごとく破壊に達し、記録、宝物、奉納の小具足、太刀等灰燼となり、その後数十年は社殿は荒れ果てる。井手玄蕃允豊

治という者が、神社が荒れ果てたかともなくすることを歎き、再建のことを公に請願し、元和七年（一六二一）再興復旧され、現在地に移転する。安永八年（一七七九）さらに改築される。

②阿蘇大宮司惟豊。（右同）明応二年（一四九三）大宮司惟忠の二男として「浜の館」で生まれた。永正二年（一五〇五）兄惟長が菊池家を継いで、菊池武経と改名し肥後の守護となったので、兄の譲りを受けて大宮司になった。しかし惟長は菊池の家臣との折り合いが悪く、永正八年（一五一一）薩摩の兵を率い、惟豊を攻め「浜の館」に入り子惟前を大宮司とした。惟長は日向鞍岡に逃れ、甲斐親宣の援けにより、永正十四年浜の館を回復、惟豊、惟前父子を薩摩に追い落とす。名將親宣、親直（宗運）父子をえた惟豊は、旭日の昇るごとくその勢力を拡大し、阿蘇、益城、宇土、託麻、飽田、玉名、筑後、豊後、日向に及ぶ近世の三五万石に相当する領地を支配する大勢力となった。後奈良天皇は天文三年（一五四四）勅使島丸中納言光康を矢部に派遣した。光康は同年九月二日矢部に着き、福王寺を宿として「浜の館」で惟豊に皇居修理を伝え、惟豊は天文八年（一五四九）一万疋を献金し、従二位に叙せられている。その頃、相良義滋が従五位下に叙せられていることからしても、惟豊の官位がいかに破格であったかが推察されよう。

③愛等司城・愛藤寺城。（矢部風土記）大飼村にあり大宮司惟次卿、岩尾の附城として緑川の險阻に臨みて此城を築かせらる。地勢舞鶴の羽翼を張りたる形なるか故に千年の祝儀にて鶴城と称す。阿蘇龜鶴の城として一雙の名城なりとそ 其麓ハ緑川帯して河辺の村落を鶴村といひ、鶴ヶ洲・舞鶴・小鶴などといへり。命白鶴の大鳥と、まりてより鶴の名ありとも云ひ伝へたり。永録の比は犬飼備後の守といふ家臣居城たり。結城弥平次是後城代となる。結城日州三田井城攻の功によりて岩尾の城代に移りぬ。長尾豊前城代となる。天正十六年（一五八八）肥後國半分小西撰津守領分のとき、結城をして城代たらしめ、石垣組立、矢倉を盾、森・岩尾の本地二千石に千石を増し三千石となし愛藤司に移り、与力を率ひて日向界の警固とす。土橋掃門五百石、長尾又次郎四百石、田部又助三百五十石、中小路三右衛門三百五十石、加賀次郎作二百五十石、早水庄左衛門二百五十石、横田助左衛門三百五十石、原源左衛門五百五十石、後藤三右衛門五百五十石、岡久右衛門二百二十石、八木庄左衛門百石、小野田久左衛門百石、都合十三人。文祿四年（一五九五）結城弥平次耶蘇宗の邪法を信じ、城中の愛藤寺を始め諸神社仏閣を破却す。小西慶隆の後、加藤侯の城となり、結城に太田市兵衛を添て城番とせられ、右四人岩尾に入れ置れしに、天草陣に随ひ太田は天草にて討死す。結城は船陣にて岩尾にありし所、耶蘇の宗賊たるを以て収抑せられ長崎へ送らる。其跡与力の十三人は降伏にて召仕れ、長尾豊前守（城中にて病死後に万兵衛改）善政、加藤万兵衛三千石高にて加藤家より城番たり、後に越後守といふ。五十六年にして越後守阿蘇内牧に転じ、加藤左馬之允となり。慶長十七年（一六二二）新美八左衛門・小川監物奉行として此城を解城する。岩尾の城も同様なり。それより山野田畑となり。加藤家城代十四年の間。寛文八年（一六六八）津ノ留七十八才の老農賢書に只今まで五十六年程ならんと見えたり。

※愛藤寺城。（熊本県大百科事典）貞応元年（一二二二）阿蘇大宮司惟次の築城と伝えるが確証はない。緑川と千滝川の峡谷による天險を利用した肥後國有数の中世の山城であると共に、阿蘇氏の矢部鎮護の拠点でもあった。城跡には、本丸、二の丸、城門、井戸跡などが残っており、特に城門跡の土手面には瓦片を包含する木炭層が今も縞状に認められる。阿蘇氏衰亡後小西氏、加藤氏と領主も代わり、それぞれの城代が居住して矢部を統治した。城内からキリスト教の十字架と聖旗を刻み込んだ軒丸瓦「クルス瓦」が出土し、キリシタン大名の小西氏時代のもので、城内の礼拝堂の瓦の一部と考えられる。礼拝堂は城内三の丸にあったと推定され、ここで洗礼を受けた信者も多かったと伝えられている。元和の「一國一城令」を待たずして慶長一七年に取り壊された。

④有馬左衛門佐・有馬直純。（日本歴史大辞典）日向延岡藩主。有馬晴信の長子で幼時キリシタンとなり、ミゲルと称した。関ヶ原の役には父とともに徳川氏に属し、慶長一五年（一六一〇）に家康の養女国姫を配せられ正室の小西行長の子マルタを離別。また形勢非なるを見て棄教しキリシタンを迫害。父晴信が慶長一七年に關本大八事件連座の罪で甲斐國に流罪の後、肥前有馬日之江城から日向國豊に移封された。

⑤東雲寺。（矢部町史）青龍山、浄土真宗本願寺派。井手善右衛門正重嫡子。加藤家に二百石で仕えていたが病氣のために致仕し僧門に入、法名祐香（本文では祐雪）と号し開基となる。

⑥男成社。（矢部町史）神武天皇七年二月、健甕龍命がこの地に下向の際に、皇祖三神を祭祀したことに始まり、伝説によると、始め御岳山の頂上に祀り、しだいに山麓に移行した。神仏混交時代には頗る股賑を極めたという祭坊の遺跡がある。第三四代舒明天皇の二年、更に阿蘇一二柱を勧請し広く崇敬を受けていた。第八二代後鳥羽天皇建久三年（一一九二）六月十五日、祇園宮を相殿に祀り祇園宮と尊称する。後堀川天皇貞応元年（一二二二）六月十五日、岩尾城主阿蘇惟次が、その嫡子惟義の加冠冠服の儀式を当神前で、男成宮と改称し氏神として崇敬厚く、以後阿蘇家元服の礼は、この社で実施する習わしとなった。後土御門天皇仁二年（一四六八）霜月一日の祭典には、流鏑馬相撲三番の神樂が奉納され、八月の五穀祭には、甲佐郷宮内まで神幸。文明九年（一四七七）九月惟忠出陣に際し太刀及び小剣を奉納する。阿蘇氏岩尾城在城の歴代の城主は、祭祀を鄭重に行った。上下益城、南郷、宇土各郡領内の総社として社領二五〇丁の寄進があり、元龜三年（一五七二）再建の際には、阿蘇領内各郡の力で修造された。慶長年間（一五九六～一六一五）小西氏の領となり焼き討ちの難に遭い、社殿什器宝物等灰燼に帰し、社領も没収され祭儀も衰微したが、加藤氏の時代に再建された。寛文九年（一六六九）及び明和二年（一七六五）には、旧例に習って各郡の協力によって修造された。また宝暦二年（一七五二）八月の修理は藩主細川重賢の命により修理されている。現在神殿に掲げある扁額は、細川十代藩主斉懿の自筆と言われる。安政三年（一八五六）二月類焼炎上したが藩命で資材を大矢山官山運び再建した。明治九年（一八七六）拜殿を再営する。

⑦笹師。（矢部町史）笹師が、どんなものであったかはっきりとは分らないが、特殊なものであったと思われる。

⑧季秋。陰曆九月。三秋。

⑨秋ハ飽足の訓。后稷は民に稼穡（農業）を教え、五穀を樹芸す。五穀熟して民人育す。人の道有るや、飽食暖衣、逸居して教うることをなければ、則ち禽獸に近し。……教うるに人倫を以てし。

・（孟子）

⑩丁頭。農村部の手水三役・村方三役に対して町方三役（町別当・丁頭・丁横目）。丁頭は五人組頭を支配した。（熊本県大百科事典）

⑪吉祥寺。四二六頁。

⑫際行駒月日の過ぎ去る（この早い）とえ。戸の隙間をちらりと走り過ぎる馬のように早いとの意。

⑬鉄山神師。鉄山宗純。（一五三三、一六一七）京都妙心寺の僧。甲斐國上条に生まれ、同國恵林寺で剃髪し、駿河清見寺の東谷宗果に師事して永祿年間（一五五八～一六九）その法を嗣いだ。京都

の南化玄興・筑摩周良について内外の学を修めた。徳川家康の招きを受けて武蔵の平林寺にも住した。(日本歴史大辞典) 看々流年々みるうちに歳月は流れる。
②白居易。(七七二、八四六)唐の詩人。字は樂天。進子に及第し翰林学士となったが、一時地方官に落とされ、のちに中央に帰る刑部尚書(法務大臣)になった。彼の詩は平易流暢で日本でも早くから愛賞された。特に「白氏文集」は平安時代に伝わり教養人に愛読され、日本文学に与えた影響は大きい。

③定家卿。藤原定家。(一一六二、一二四一)鎌倉時代の歌人。「新古今和歌集」「新勅撰和歌集」の撰者。中世和歌に大きな影響を与えた。

④鬼。法眼三略之兵書。人形淨瑠璃・歌舞伎狂言。源義経の牛若丸時代を中心に、弁慶の生い立ち、鬼・法眼・一条大藏卿などの人物を折り込んだもの。幼時に別れた弟の鬼三太とその主人牛若丸が、変名して鬼一の木心を探り、兵法の三略巻を狙うことを知り、心を源氏に通ずる鬼一は二人の素性を見抜き、牛若に恋する娘鶴姫に虎の巻を与えて、自らは自害する。密かに源氏の再興を助けるという筋書き。

⑤常娥か杵か。常娥は月の別名。 ※二一頁の上欄は「其比ハ御惣庄屋帯刀なかりけれハ、刀と有ハわきさし(脇差)にて、今の世に語り伝へける事ハ諸れる事多し」と読むか。

⑥結城弥平次。(日本歴史大辞典)(一五四五)河内国(大阪府)若江城主池田丹後守家臣。永禄三年(一五六〇)キリシタンとなり、ジョルジ。河内地区の布教、京都南禅寺建立に尽力。のちに小西行長の麾下に入り、肥後矢部の城代となる。文禄の役には明使接待の任にあたった。関ヶ原の役による小西没落にともない、薩摩川内地方に奔り、その終りを明らかにしない。

⑦正福寺。寿永山、恵観院日念上人開山。古閑長左衛門宛心し、願により肥後本妙寺第六世恵雲日潤貫主の認証を受け、天和二年(一六八二)天台宗より日蓮宗に改宗し、本妙寺末寺となる。

⑧吉祥寺。証雲山、浄土真宗本願寺派。もと押宗の古跡であったが寛永年間(一六二四、四四)住僧達那が退転の寺宇を再興し真宗に帰依する。

⑨西安寺。「なほ正福寺、吉祥寺、西安寺の三寺が建立されても重元の出願によるものであった」(矢部町史P236)

⑩細川与一郎。細利の子、与一郎。早世。(肥後説史総覧)

⑪御山支配役二頁

⑫天人の五衰。五衰は死ぬるときに現れる五つの衰相。異説があるが代表的な説は、①衣服が垢で汚れる。②頭に被っている花の冠が萎れる。③体が臭くなる。④腋の下から汗が流れ出る。⑤自らの位置を失くす。

⑬七人扶持。一人扶持より一人一日玄米五合の扶持、年三百六十日で一石八斗。七人扶持は十二石六斗を支給される。

⑭土席殺人。この場合は直触医師の事か?

⑮清少納言。生没年不詳。平安時代中期の女流文学者。「清」は学者・文化人としての古い家柄であった「清原氏」の姓で、「少納言」は宮廷における女房名である。有名な「枕草子」は、宮使え以前から宮廷退去ののちまでの間に執筆したものである。

⑯摩利支天。その形は見る事ができず、常に目の神の前において自在に通力を有する事ができるといふ女神。武士の守護神とされた。

⑰明高。耕作者のいない土地。自分の作っている田畑の耕作を放棄すること。これがあると誰かがその分の年貢を負担することになり農民は苦勞した。

⑱伊勢御師。御師。元来は御祈師の意で、平安時代に貴族が帰依する祈師を指し、師の坊などと言った。その後、神社の中でもっぱら祈禱に従う比較的身分の低い神官を称するようになった。彼等は神前に無事息災を祈願するとともに、信者に対して巻数・撫物・守札等を配布して米銭の寄進を得た。全国的に信仰を得ていた大社、なかでも熊野・伊勢の御師は、参詣者のための旅館なども営んで諸國の信徒を集めた。

⑲八足案。神前に供物などを供える八つ足のついた机。

⑳鰯口。仏殿・神殿の前につけてある青銅・鉄製の円形の鉦。下が裂けて横に口が開いている。参詣者が緒を引いて打ち鳴らす。

㉑志賀小左衛門隠居、嶋巳分。(一)日本の歴史の町人の実力。肥後藩では、細川重賢のとき国じゅうに広められている。彼を助けて藩政改革に尽くした堀平太左衛門が、嶋巳分を京都におくって、その極意を学びとせられたものとされている。そして明和年間(一七六四、七二)には益城矢部地方の製糸業は世の注目を浴びるほどになっていた。だが、これらの幽や糸は、熊本の間屋、荒木屋市三郎の手に買い占められるようになっていた。

(2)「(続肥後先哲傳説巻四)志賀巳分。名は親氏、半右衛門と称し、致仕して嶋巳分と改めぬ。食祿二百五十石、番士たり、養蚕織機等の事を誘接せり。寛政八年十二月二日歿す。享年七十五。

一志賀巳分、玉名郡中富郷下米野村に在宅、兼て養蚕織絹を営居儀相聞候や、宝暦十一年の比、堀平太左衛門殿より、中村忠亨(友人の由)を以て手製織絹有之候は、差出候様申聞され候に付、詩経七月篇十一句、簞箒織経差出候處、其後平太左衛門殿宅に呼ばれ、差出置候織絹、直に尊賢に入候處、當時御領内御唱の砌、ケ様に出来候は、御領内に教諭候様申聞られ候間、御請申上度候へども一己の我流にて、正伝を差不申、広く教候儀心痛に存存候段、返答仕候へば、尤の事に候間、上して伝習仕候様、併し御侍を為其差登され候儀、御心痛の事に候間、参宮の願差出候様、渡方上より御出方に相成申とて、自筆の書訓相渡され、於京都入用の節は、大阪詰御勘定頭中山源助より、受取候様申聞られ候、十一年十二月出立、十二年六月下着、同年七月養蚕並織絹方根に成、取計候様仰付られ、(以下略)

一此國の民は、昔より益創の業にうとかりければ、宝暦十年の比より、領内に申触て、桑を植させ、養蚕の事を勉らる、され其糸を取すべを知ぬ者多かりければ、繭にても参らん者は、価を給るべしと申触し、城下の市中に糸取機織る所を定て、やうやう見習ふ様にして、又嶋巳分とて、元は志賀小左衛門と云し侍、今は致仕してありけるが、兼て此道に志ある由を聞召、事の様委しく伝へて来れとて、京へ登せらる、巳分京より近江に下て、織工をも召具して来りぬ、又其後糸を取事に堪能なる女を三人まで近江より呼下して、國中の男女に其業々を学ばしむ、されども城下連き所の者は、猶習ふに便無らんことをおぼして、折々巳分を差廻して救せらる、斯迄御心を尽されければ、今は領内の者周ねく此業を知て営むことになり、(銀台遺事(一)肥後文獻叢書一)に同文の記述。一素本文小左衛門とあるは半右衛門の誤なり、祖父も子も小左衛門と云を以て、御遺事調の節、偶然誤たる者か。

一往古より肥後国には、蚕桑織機の業行れず、絹類は総て他邦の産を以て国用に成り申故、兼て君命有て、去卯の年より端発し、先在々に桑を植させられけれども、桑より不知案内の事なる故、果敢々々敷事もなく、其上桑を植、蚕を養ひても、糸採の事民間にては、埒の明ざる事故、進まざるべきとて、出来の繭持出なば、買上仰付らるべき旨にて、随分蚕を養ひ申様にと仰付られ、扱繭を買取ての上の事は、市中に糸採織機所を定め、先此所にて専行れて、漸々見習聞習、後年は国産にも相成、繁昌もすべけれども、是以其師なくては取懸りも成がたく有へしとて、志賀小左衛門隠居島已号と云者、兼て此道に志厚き、京都に差登し、織機の儀、且江州辺へ参て、養蚕の法を委しく伝授仕罷下可申旨にて、織師をも抱へ候て下り候に付、古町と云所を織師の宿に定められ、国中の内にも男女をも抱へられ、稽古仰付られ、且又糸採の事も、第一の業に付、其後鑑録（鍛練）の女三人、江州より呼下し、是は新町の細工町と云所、荒木屋市三郎と云者の所を宿に定めらる、織物師は古町にて細工町板屋惣右衛門と云者の所を宿に定めさせらる、右糸採新町にて追々弟子をも仰付られ、何れも能く覚へ、稽古執行怠らず、繭の買上、其外養蚕の儀に付ては、右已号在々に差廻され、養蚕教諭仕候故、漸々進みの者ども多く、民間にても糸採等の事も、稽古修行怠らず、年々繁昌と見えたり、此已号より、植桑養蚕の法一冊にして、在中へ相渡し、民の情を煩はしめざるやうに仰付られ、在中にて飼立候繭、売買問屋市三郎に仰付られ、町在共に下方便利の為、勝手次第通用滞なく、漸々と養蚕織機の業、自由になり、右已号養蚕織機等の事、漸々に教諭すべしとて、五人扶持拜領させられける、誠に國中の滋潤となる、仁徳仰ぐべし、

五五頁

①直触。農民が在御家人（郷士のうち惣惣庄屋直触（有苗・無苗を含む）以上を在御家人と称し「村人数放れ」の特権が与えられ、服装などの制限も異なっていた）になって庄屋の支配を脱し直接郡代なり惣惣庄屋からの支配に属する身分を得た者。郡代直触惣惣庄屋と同格。直接郡代の指示を受ける。惣惣庄屋直触惣惣庄屋と同格。惣惣庄屋に直触する。

②一領一正。郷士。寛永十一年に設けられ、郡中所々に住み農業に従事しながら、鎧一領。馬一疋を所持し、平生は手永や村の役務に当たり、戦時には軍役に駆り出される。

五六頁

③よど。夜渡（よど）神楽。夜明けまで舞う神楽。（入門江戸時代の熊本）から背景のことか？

六二頁

④時行。時行時平時平の誤記か？「義経千本桜」初段「卿の君は時分が平時平の養女であるために夫源義経が平家に一味するとの疑いを受けたことを嘆き自害する。血筋のせいで受けた疑惑を晴らすための死。夫義経を窮地から救う手段で義経の旅が始まる」という本筋に深く関わる（浄瑠璃の世界）

六九頁

⑤指引。凶作の際に程度によって行われる税の減免。

⑥土免。耕地の地味を基に毎年の検見で免率を決める年貢の徴収制度。享和三年（一八〇三）には免率を一定とする請免の定免制を採用し一定額の収入確保を図った。

⑦開初。凶作の村の立て直し、または病災などで苦しむ者に難渋の程度に応じて貸し、または与える初。幕府は宝暦三年（一七五三）四月に諸藩に、高一万石につき初千俵宛の貯穀を命じた。肥後藩は六月十三日に具体的方法を示し、初一八、九〇〇石を貯え、十二月に幕府に報告した。宝暦八年から年貢米高四千石につき初二斗宛を貯えることにした。無高者や極難渋の者を除き、高二十石以上は初二斗、高十石の者は一斗、九石以下は五合を拠出せたり「作初穂初」。安永五年（一七七六）から作初穂初を拠出をやめ、高十石につき初三斗宛を徴収することにした。寛政三年（一七九一）の「御救米渡方之見合」によると「男一人付一日米二合五勺、女同一合」（城南町史）

六九頁

⑧御惣庄屋と云ふ名目の始め。二頁注①※慶長十八年は加藤氏の時代。惣惣庄屋の名目は細川氏入国以後。

⑨加藤忠広公御改易。一頁注⑥

⑩東西御蔵。年貢米を納める蔵。熊本（東、西蔵）、八代、川尻、高瀬、大津、鶴崎の六ヶ所と別に在蔵があった。後に玉名郡晒、宇土郡新開、八代郡鏡、上益城郡牛ヶ瀬、小国宮原、豊後久住・高田にも増設された。（城南町史）

七〇頁

⑪細川与一郎。二七頁。

⑫千次郎。綱利二男。利章・吉利。内記、兵部大輔。※綱利の家督は新田支藩細川若狭守利重の二男、利武が継いだ。↓宣紀（肥後読史総覧）

⑬官。この場合、役所や役人と言った「官」ではなく、人々の耳・目・鼻・舌・皮膚等の感覚。

『万世井手の流れ』 矢部町指定文化財（書跡）

『矢部御惣庄屋次第記』

井手 久雄 氏 所蔵

熊本県上益城郡矢部町下馬尾二〇五

翻刻・執筆 井手口茂春

熊本県下益城郡城南町東阿高四四九の四七

印刷・製本 星子凸版印刷

熊本市白山二丁目五〇二二

平成六年六月十五日